

第 10 節 法令等遵守態勢に関する監督

I 背景

現在の社会動向等を踏まえ、金融機関の健全かつ適切な業務運営を確保するためには、財務の健全性に加え、法令等遵守態勢の重要性が一層高まっている。

こうした観点から、金融庁では、従来から不祥事件や社会的批判その他の理由により、金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ銀行法第 24 条等に基づき報告を求め、例えば法令等遵守態勢の見地から内部管理態勢等に問題があると認められる場合は、銀行法第 26 条等に基づき業務改善を求めてきたところである。

さらに、平成 14 事務年度からは、金融機関の内部管理態勢の強化に資する等の観点から、公表に特に問題が生じるおそれがある場合を除いて、法令等遵守態勢（コンプライアンス）に関する業務改善命令の発出を公表することとしている。

II 実績

平成 15 事務年度において、法令等遵守態勢に問題があると認められたことから、業務改善命令を発出し、その旨を公表した金融機関は以下のとおり。

（主要行）

H16. 6. 18 UFJ 銀行

（地域銀行）

H15. 8. 1 福岡シティ銀行

H15. 9. 5 山口銀行

H15. 9. 19 みちのく銀行

H15. 9. 19 常陽銀行

H15. 10. 10 富山第一銀行

H16. 2. 13 福岡銀行

H16. 5. 28 肥後銀行

H16. 5. 28 宮崎太陽銀行

H16. 5. 28 近畿大阪銀行

H16. 6. 25 中京銀行

(協同組織金融機関)

H15. 9. 12 北陸労働金庫
H15. 9. 12 四国労働金庫
H15. 11. 21 日興信用金庫
H15. 11. 21 興産信用金庫
H15. 11. 21 巢鴨信用金庫
H16. 1. 9 北海道労働金庫
H16. 1. 9 新潟県労働金庫
H16. 1. 9 長野県労働金庫
H16. 1. 9 静岡県労働金庫
H16. 1. 9 東海労働金庫
H16. 1. 9 九州労働金庫
H16. 1. 9 沖縄県労働金庫
H16. 2. 27 中央信用組合
H16. 3. 12 中央労働金庫
H16. 5. 7 おかやま信用金庫
H16. 6. 11 九州幸銀信用組合
H16. 6. 18 近畿産業信用組合
H16. 6. 30 横浜商銀信用組合

(外国銀行支店等)

H16. 2. 20 スタンダード・チャータード銀行東京支店
H16. 3. 31 JP モルガン・チェース・バンク東京支店
H16. 4. 23 日興シティ信託銀行
H16. 5. 20 ドイツ銀行東京支店
H16. 5. 20 ドイツ信託銀行
H16. 6. 11 シティバンク・エヌ・エイ在日支店